

# ふり～む

2008・3月  
Vol.12



## 目次

あなたは、どう考えますか？	
男女平等参画に関する市民意識調査から	2・3
・男女の地位の平等部・男は仕事、女は家庭という考え方-[男女平等参画、男女共同参画]という用語の解説	
女性団体の学習活動を応援します!!	4・5
女性センターおすすめ 本&ビデオ	4
お知らせ/年金記録確認のための旧姓履歴の申出	5
相談/女性に対する暴力をなくそう!	5
社会参画フォーラム	6
【テーマ】&【基調講演】	
ジェンダーをこえて楽しい子育て「男と女の責任」	講師 栗原 真由美
講師 講師/元小学校教員 野口 良行さん	
DV被害当事者支援のための講演会	6
[データ]高齢者世帯の増加～高齢者世帯の半数が単独世帯～	7
パートタイム労働法が変わります!	7
女性センター情報コーナー	8

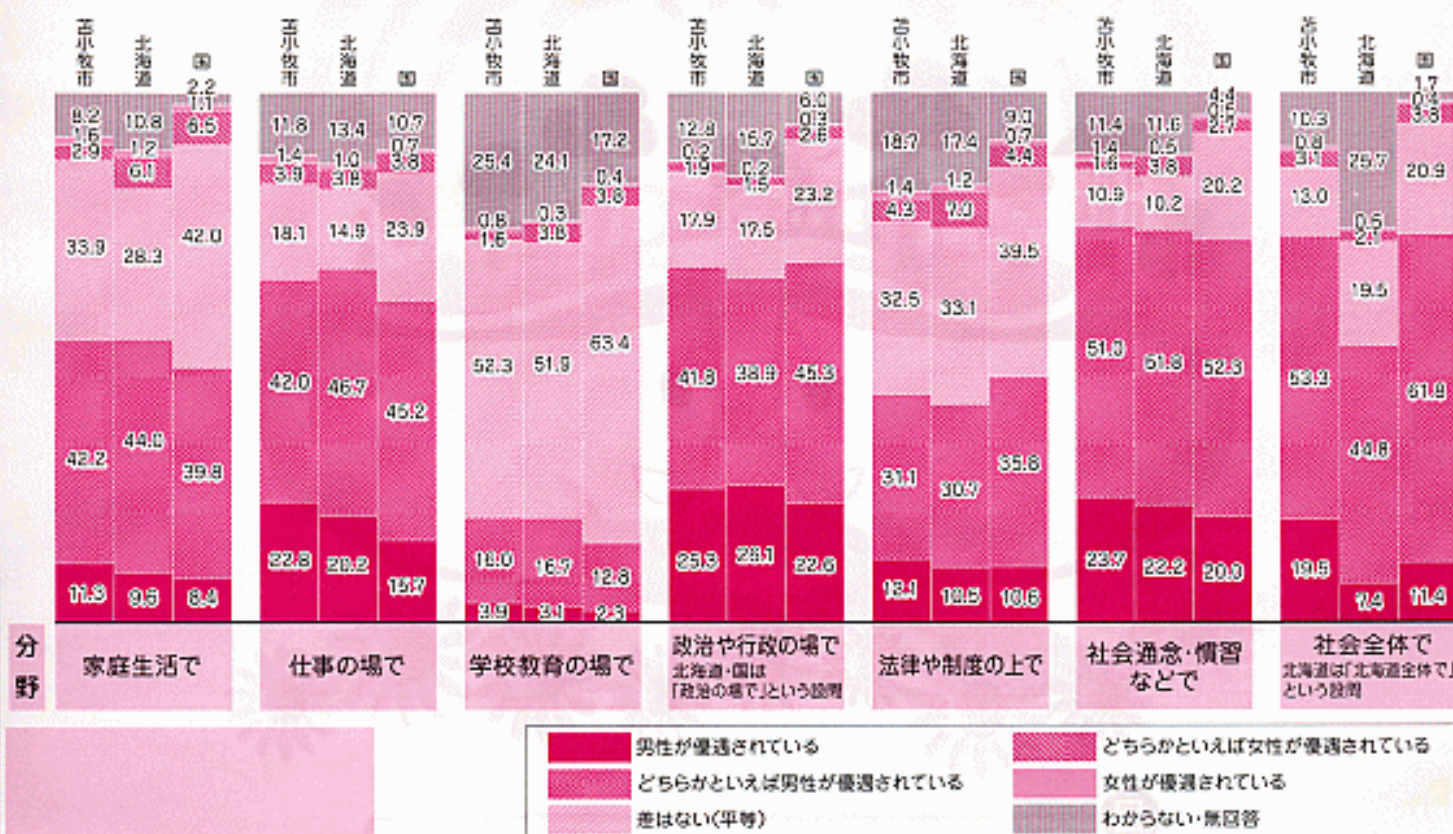
# 男女平等参画に関する 市民意識調査から

あなたは、  
どう考えますか？

苫小牧市では、男女平等参画社会の実現に向けて、市が行う施策について平成13年に策定した「とまごまい男女共同参画プラン21」に沿って推進してきました。この意識調査は、計画の見直しを図り次の基本計画を策定するため、市民のみなさんが男女平等参画についてどのように考えているかを平成19年2月に調査したものです。ここでは、昨年公表された国や北海道の調査もあわせてその一部を紹介します。

## 男女の地位の平等感

分野ごとにどちらが優遇されていると感じるかを聞いたところ、学校教育の分野だけが、国や北海道、苫小牧市の調査で半数を超えて差がないと感じている結果となっています。その他の分野では、まだまだ男性が優遇されていると感じる人が多い状況です。

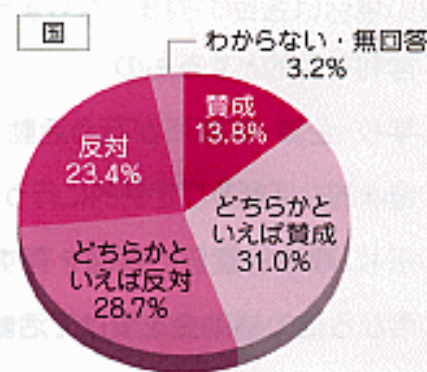
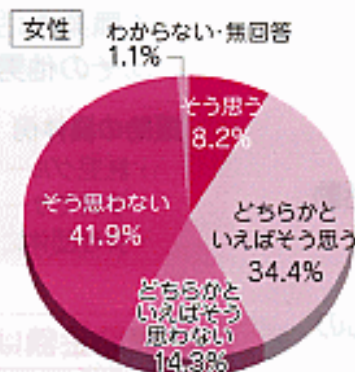
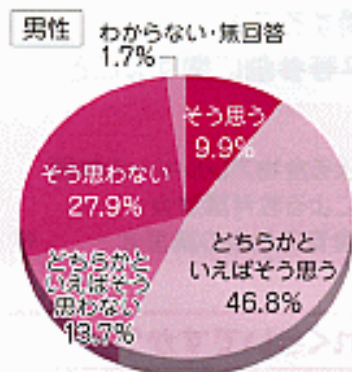
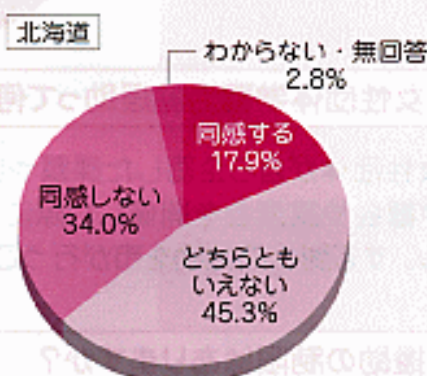
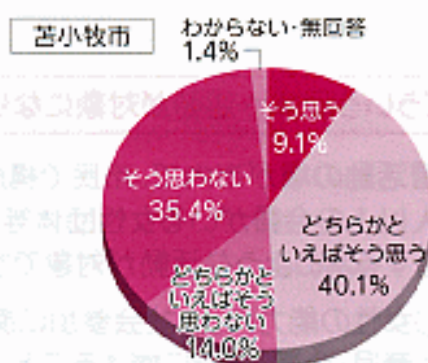


### 調査の概要

項目	区分	苫小牧市	北海道	国
調査名		男女平等参画に関する市民意識調査	道民意識調査	男女共同参画社会に関する世論調査
調査時期		平成19年2月	平成18年10月	平成19年8月
調査対象		市内20歳以上1,500人	道内20歳以上2,500人	全国20歳以上5,000人
調査方法		郵送	郵送	調査員による面接聴取
有効回収数(率)		514人(34.3%)	1,305人(52.2%)	3,118人(62.4%)

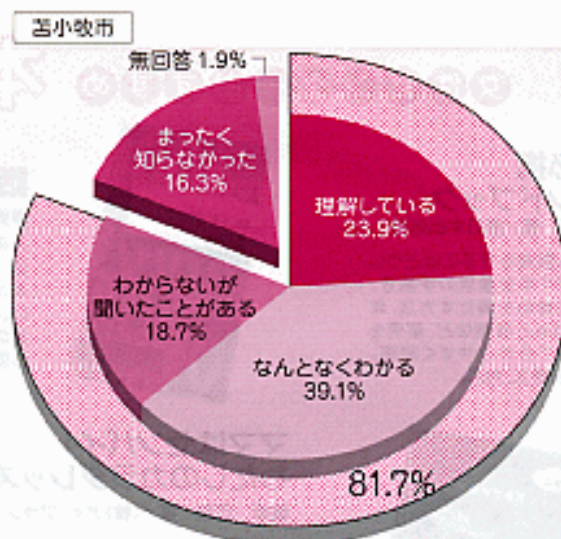
## 男は仕事、女は家庭という考え方

性別による固定的役割分担についての考え方を聞いた設問です。苫小牧市と国の調査では「どちらかといえば〇〇」という選択肢を設けています。また北海道の調査では「どちらともいえない」という選択肢を設けています。苫小牧市では、全体としては賛成、反対がほぼ同じという結果になりましたが、男女を比較すると女性の方がこの考え方を否定する割合が高くなっています。また、北海道では「どちらともいえない」が半数近い45.3%という結果になりました。



## 「男女平等参画、男女共同参画」という用語の周知度

男女平等参画や男女共同参画という言葉が市民のみなさんにどのくらい浸透しているかを調べました。苫小牧市の調査では、「理解している」から「わからないが聞いたことがある」までを合わせると81.7%になります。国の男女共同参画基本計画(第2次)においては、平成22年度までに「男女共同参画社会」の用語の周知度を100%とする目標を掲げています。平成19年の国の調査では、「男女共同参画社会」の用語を見たり聞いたりしたことがあると答えた人は63.8%となっています。



## ※苫小牧市男女平等参画推進条例における「男女平等参画」の定義

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。

# 女性団体の学習活動を応援

**ご利用  
ください!**

苫小牧市では、男女平等参画社会の形成が図られるよう、学習活動の場を設けていますのでご利用ください。

## Q. 女性団体学習活動援助って何ですか？

A. 女性団体が自ら企画した課題や目的を持った学習会や講演会を開催した際に、講師にお支払いする謝礼の補助を市が行うことです。

## Q. 援助の制限はありますか？

- A. 次の場合は援助の対象となりません。
- ① 営利を目的とするもの
  - ② 学校・企業・事業所が行う活動
  - ③ 趣味的な活動及び定例的に行うサークル活動
  - ④ 宗教、政治的宣伝の意図を有するもの
  - ⑤ 市から他の補助金を受けて活動を行うもの

## Q. どのような団体や活動が対象になりますか？

A. 学習活動の場が市内で、市民で構成する概ね10人以上の会員がいる女性団体等が企画して学習する次のような活動が対象です。

- ① 女性の能力向上・社会参加に関すること
- ② 育児・介護・健康に関すること
- ③ 生活環境に関すること
- ④ 職業生活に関すること
- ⑤ その他男女平等参画に関すること

### 援助の具体例

- ・ 託児グループによる食物アレルギーの学習
- ・ 子育てサークルによる教育講演会
- ・ 女性団体による食育のための講習会・・・等

## Q. 援助金額はどれくらいですか？

A. 講師等の謝礼を市の予算の範囲内で援助します。(金額は市で定めている講師謝礼等基準額とします)

## 図書



### 1億人必携 年金ハンドブック

長谷川 陽子 著/新日本出版社

老後の大切な財産を守るにはどうしたらよいのか？年金請求の手続き、25年の受給資格を満たす方法、年金受給の仕組みと種類など、事例を多く取り入れて分かりやすく説明。「ねんきん特別便」に対応。

### おばあちゃんに聞いた らくらく子育て名言集

経ノ内 まつ子 著/文化出版局

子育て中の迷いや悩みをふんわりほどく、格言と名言の楽しい本。自立の大切さを語る「しつけはしつけ系」、はっとしたり、なるほど！とひざを打ったり、子育てが始まる人や、真っ最中の人にぜひ読んで欲しい一冊。



### ママはセンパイ! わたしのカラダレッスン

堀本 江美 著/(株)アイ・プラン

女性で良かった、と少女たちが認める力を与えてくれる教育の力をにぎるのはママなのです。この本ではカラダにおこるいろいろな変化について説明しています。素敵な女性に成長することを願って書かれています。



### 話し上手聞き上手

齋藤 孝 著/筑摩書房

人間関係を上手に構築するためには、「話しすぎない」「聞き過ぎない」「コミュニケーションの技術が欠かさない」、要約、朗読、プレゼンテーションなどの課題を通じて、3日間の授業で会話に必要な能力を鍛えよう!



### ワーク・ラ を知って

働くオトコたち  
企画/内閣府男女  
ワーク・ライフ・バ  
と「生活」を調和  
イフ・バランス社  
業や、仕事と家庭  
スを実施する人々  
リータッチで紹介

# します!!

れることを目的に、女性団体学習活動援助

## Q. 学習会の内容や日程が決まりました。申請はいつ、どこにすればいいですか？

- A. 学習活動を行う20日前までに、申請書及び必要書類を女性政策課に提出してください。(申請用紙は女性政策課にあります)  
申請後、学習活動の目的や内容等を審査した上で援助するかどうかを決定し、通知します。

## Q. 援助交付決定を受けた学習が終わりました。どうしたらいいですか？

- A. 学習終了後2週間以内に学習活動援助実績報告書の他必要書類を女性政策課に提出してください。審査後に援助金の振込みをいたします。

詳細は、お気軽に女性政策課(電話32-3544)にお問い合わせください。

## ◆◆◆◆◆お知らせ◆◆◆◆◆

### 年金記録確認のための旧姓履歴の申出

女性センターでは、女性の年金について毎年講座を開催してきました。老後の生活を支える年金の関心は高く、受講される方々は熱心に学ばれています。講座の折には自分の年金の加入歴を確かめることも指導されます。女性は結婚や出産などで仕事をやめるケースが多いのが現状です。年金は、このようなライフスタイルの影響を大きく受ける制度なのです。

社会保険庁では、旧姓のままになっている年金記録を基礎年金番号の記録に合わせるためキャンペーンを行っています。

### 平成8年12月以前に旧姓で年金に加入していた方は、ご注意ください

年金もれにはさまざまなケースが考えられますが、とりわけ多いのが、平成9年の基礎年金番号導入前に旧姓で年金制度に加入した場合。基礎年金番号に結びつかない年金記録の中には、結婚等により名字を変更していると考えられる記録が多く含まれています。

まずは、次の方法でご自身の年金記録をご確認ください。

- ①社会保険事務所または年金相談センターで
- ②「ねんきん特別便専用ダイヤル(0570-058-555)で
- ③インターネット(ユーザーID・パスワード)で

※社会保険事務所等の所在地、開庁時間やインターネットでの年金記録の照会申込みなどについては、社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>にてご案内しています。

## ◆◆◆◆◆相談◆◆◆◆◆

### 女性に対する暴力をなくそう!

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクハラ、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権をひとりで悩まずに相談してください。著しく侵害するものであり決して許されない行為です。

### 相談先

相談機関	電話番号	相談時間
苫小牧市保健福祉部児童家庭課	0144-32-6369 0144-32-7400	平日 8:45 ~ 17:15 (年末年始休日を除く) ※夜間・休日時の緊急連絡先は市役所代表 (0144)32-6111
ウィメンズ・サポート“結”(民間シェルター)	080-6063-8568	平日 11:00 ~ 16:00 (年末年始休日を除く)
北海道立女性相談援助センター(配偶者暴力相談支援センター)	011-666-9955	平日 9:00 ~ 17:00 (年末年始休日を除く)
胆振支庁地域振興部環境生活課(配偶者暴力相談支援センター)	0143-22-5286	平日 9:00 ~ 17:00 (年末年始休日を除く)
苫小牧警察署	0144-35-0110	

DVD

ライフ・バランス  
ますか?

の声〜  
共同参画局(27分DVD)

ランスとは「仕事」  
せるライフスタイ  
Dでは、ワーク・ラ  
の実現を目指す企  
理想的なバラ  
の姿をドキュメンタ  
します。

書貸出/何冊でも2週間

# 社会参画フォーラム

性別を理由に生き方を制限されることなく、女性も男性も自分らしく生き生きと暮らすことができる社会を!

ジェンダー(社会的性別)に視点を向け、性差別、性別による固定的役割分担の偏見を超えて参加する子育てについて、平成20年3月10日主催:苫小牧男女平等参画推進協議会と苫小牧市(共催)によるフォーラムを開催しました。

苫小牧男女平等参画推進協議会



【テーマ】&【基調講演】

## ジェンダーをこえて楽しい子育て「男と女の責任」

講演・講師/元小学校教員 野口良行さん

講演では、「日本では幼児期の頃から男らしさや女らしさを刷り込まれた教育を強いられてきた実状があります。全ての人間は自由、平等であり、基本的人権が守られる世にならなくてはいけません。家庭では、子供の話をよく聞き、まず認めてあげて愛情いっぱい育てることが大切です」と語られました。

### パネルディスカッション

コーディネーター

野口良行さん(元小学校教員)

パネリスト

山口 武宏さん(苫小牧市PTA連合会会長)  
岩本 聖史さん(北海道中小企業家同友会 苫小牧支部事務局長)  
大久保佳美さん(とまこま子育てサポートセンターアドバイザー)  
平田 早苗さん(ミッキーマウスクラブ母子サークル)



熱心に討論される4氏

### パネルディスカッションでは

山口氏「子供を取り巻く環境は大変厳しい。家庭における父母の役割、家庭教育が大切」。岩本氏「PTA活動への父親参加や、育児休暇の取得に向けた中小企業経営者の意識改革が急務」。大久保氏「母親の負担を軽減するために、職場環境の是正、時間のゆとりを持ち、子供との会話が重要」。平田氏「もったいない精神で、手間と暇をかけていく事が大切。家庭は小さな社会である」。



約150人の市民が集まり、講演やパネル討論に熱心に耳を傾けた

## 用語解説

### ジェンダー「社会的性別」

社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダー「社会的性別」という。

## DV被害当事者支援のための講演会

平成20年2月8日、民間女性団体ウィメンズサポート“結”との共催で「DV被害の影響を受けた子どもたちへの支援と地域のかかわり」をテーマに講演会を開催しました。講師は医療法人こぶし 植苗病院精神科医師の瀬澤紫織さん。

母親が暴力を受けるのを見て育つ子どもは、心に深い傷をおっしまい、「大人になってからも男性・女性の固定観念ができてしまう」「大人になってからうつになる」「人間関係をうまく築けない」などの様々な影響が懸念されることが説明されました。その上で、わかりあった地域の人たちが身近なところから支援の輪をつなげていけばそういう子どもたちを救えることなど、人と人とのつながりの必要性をお話されていました。参加した30名を越える方たちは熱心に聞き入っていました。



DV被害当事者支援のための講演会

**Data**  
データ**高齢者世帯の増加**  
高齢者世帯の半数が単独世帯

厚生労働省の調査では、図1をみると65歳以上の高齢者世帯は、昭和61年の236万世帯から平成18年には846万世帯となり10年で約3.6倍になっています。そのうち単独世帯はほぼ半数に近く、平成18年では男性の単独世帯は103万世帯、女性の単独世帯は306万世帯となっています。

年齢(図2)でみると、80歳以上の女性の単独世帯は全体の31.2%で、世帯数にして95万世帯を超える数になります。

図1 世帯構造別の65歳以上高齢者世帯数の年次推移

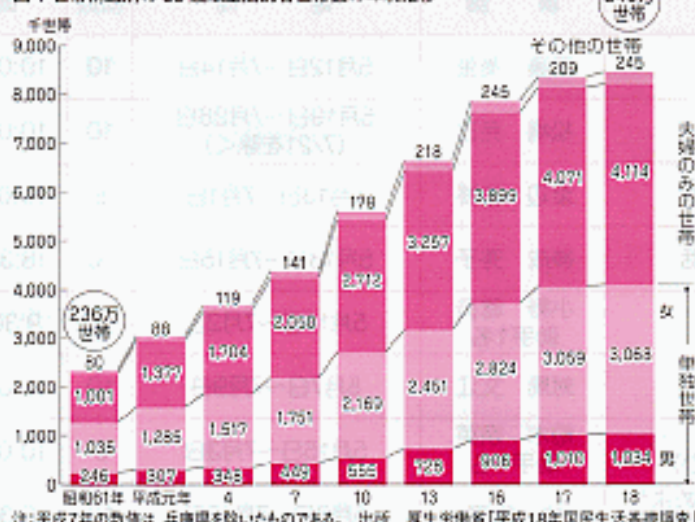
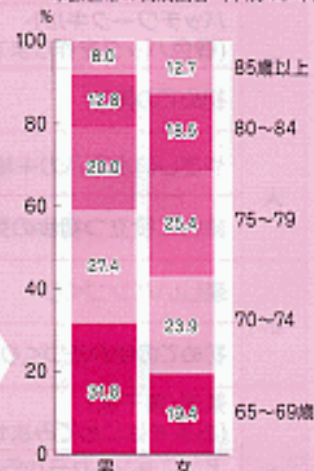


図2 性・年齢階級別にみた高齢者の単独世帯の構成割合(平成18年)

**パートタイム労働法が変わります! ~平成20年4月1日施行~**

少子高齢化、労働力減少社会で、パートタイム労働者がその能力をより一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働法が改正されました。

**改正のポイント**

- 1. 雇い入れの際、労働条件を文書などで確認しましょう。**  
事業主は、パートタイム労働者を雇い入れる際、「昇級の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」を文書等で明示することが義務化されます。
- 2. 雇い入れ後、待遇の決定に当たって考慮した事項を説明してもらえます。**  
事業主は、雇い入れ後パートタイム労働者から求められたとき、そのパートタイム労働者の待遇を決定するに当たって考慮した事項を説明することが義務化されます。
- 3. パートタイム労働者の待遇はその働きや貢献に応じて決定されます。**

**考え方**

- ・パートタイム労働者の方の働き方をみると、繁忙期に一時的に働く方から通常の労働者と同様の仕事に従事し長期間働く方までその働き方はさまざまです。
- ・このため改正法では、事業主はパートタイム労働者の待遇を通常の労働者との働き方の違いに応じて均衡(バランス)を図るための措置を講じるよう規定されています。
- ・具体的には、職務の内容(業務の内容と責任の程度)、人材活用の仕組みや運用など、契約期間の3つの要件が通常の労働者と同じかどうかにより、賃金、教育訓練、福利厚生などの待遇の取扱いについて規定されています。

特に、事業主は「通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者」の待遇を差別的に取り扱うことが禁止されます。

- 4. パートタイム労働者から通常の労働者へ転換するチャンスがうまれます。**  
事業主は、通常の労働者への転換を推進するための措置を講じることを義務化されます。
- 5. パートタイム労働者と事業主の苦情・紛争の解決の仕組みが整えられます。**
  - ・事業主がパートタイム労働者から苦情の申出を受けたときは、事業所内で自主的な解決を図ることが努力義務化されます。
  - ・紛争解決援助の仕組みとして、【都道府県労働局長による助言、指導、勧告】【均衡待遇調停会議による調停】が設けられます。

**パートタイム労働者とは?**

パートタイム労働法の対象である「短時間労働者(パートタイム労働者)」は「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」とされています。

例えば、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」など呼び方は異なっても、この条件にあてはまる労働者であれば、「パートタイム労働者」としてパートタイム労働法の対象になります。

# 女性センター情報コーナー

## 女性センター講座 受講者を募集!

曜日	講座名	講師	期間	回数	時間	定員	受講料・教材費等(円)
月	パッチワークキルト (春色バッグを作ります)	工藤 美空	5月12日~7月14日	10	10:00~12:00	20	受2,500 教2,500
	初めての陶芸	松橋 克己	5月19日~7月28日 (7/21を除く)	10	10:00~12:00	16	受3,400 教3,300
火	やさしい水彩ハガキ絵入門	渡辺 白穂	5月13日~7月1日	8	10:00~12:00	20	受2,000 教 500
	旅行に役立つ初歩の英会話	神成 秀子	5月13日~7月15日	10	18:30~20:30	20	受2,500 教 500
水	楽しいパンづくり	小野 雅美 助手1名	5月14日~7月2日	8	9:30~12:00	30	受3,800 教2,800
	初めてのゆかたづくり	対馬 文江	5月7日~7月9日	10	13:00~15:00	15	受3,400 教材各自
木	茶道(裏千家) (お茶をはじめてみませんか)	柏木 宗英 助手1名	5月15日~7月3日	8	10:00~12:00	20	受3,040 教2,400
	アンニョンハセヨからはじめよう (初歩からの韓国言葉と文化)	卞 鍾錫	5月8日~7月10日	10	18:30~20:30	20	受2,500 教1,530
	男のキッチン	小野 雅天 助手1名	5月15日~7月3日	8	18:30~20:30	25	受3,040 教3,500
金	体にやさしいおいしい野菜料理	工藤 かひ子 助手1名	5月9日~6月6日	5	10:00~12:00	30	受1,900 教2,000

## 女性センターに新しい講座が登場!! ぜひご参加ください。

### 「やさしい水彩ハガキ絵入門」

身近な花などを題材にして  
水彩ハガキ絵を描きます。



### 「体にやさしいおいしい野菜料理」

肉を使わずに野菜を中心とした  
色々な家庭料理をつくります。

### 編集後記

女性センターの利用者が年々少なくなっています。高齢化の影響がひとつの理由のようです。

しかし、女性センターご利用のサークルの皆さんはとてもお元気な方が多いです。是非お話し会わせ、世代間の交流と心身のリフレッシュをしませんか!

職員一同、皆さんのご利用をお待ちしています!

■発行日:平成20年3月 ■発行:苫小牧市

【企画・編集】市民部女性政策課

北海道苫小牧市若草町3丁目3番8号  
ふれあい3-3 (苫小牧市民活動センター) 4階

TEL0144-32-3544 FAX 0144-37-2223

Eメール joesai@city.tomakomai.hokkaido.jp

ホームページ <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>

## 女性センター利用案内

■所在地:苫小牧市若草町3丁目3番8号  
ふれあい3-3 (苫小牧市民活動センター) 内  
■TEL:32-3544

●開館時間 9:00~21:00 ●休館日 年末年始  
(12/31~1/5)

●利用対象 市内に在住・勤務する15歳以上の女性、  
学習グループなど

●利用申込 利用日の3ヶ月前の月初日から受付  
(ただし周知期間が必要な会合等は6ヶ月前から)

●受付時間 月~金曜日の8:45~17:15  
(祝日・年末年始を除く)

使用料の区分	使用料の区分			
	午前 9時~12時	午後 13時~17時	夜間 18時~21時	1日 9時~21時
料理実習室	1,100円	1,200円	1,300円	3,050円
講習室A	900円	1,000円	1,100円	2,550円
・2区分1室使用の場合	450円	500円	550円	1,270円
講習室B、美術工芸室、文芸学習室	900円	1,000円	1,100円	2,550円
茶室、音楽室、陶芸室、研修室	800円	900円	1,000円	2,300円
和室、プレイルーム	400円	450円	500円	1,150円

※上記のほか、設備・備品使用料及び冬期間暖房料がかかります。  
入場料を徴収する場合は上記料金の2倍。



図書資料室は  
どなたでも  
自由にご利用ください

●(月~金曜日)  
9:00~17:00  
(祝日・年末年始を除く)